第一項に」に改め、「（連結事業年度において同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）」及び「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定の適用を受けたときを含む。）」を削り、「法人税法第六十一条の十三の」を「同条の」に改め、同項各号中「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に改め、同条第十一項中「第六十一条の十三」を「第六十一条の十一」に改め、同条第十三項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産を含む。）」を削る。

第六十五条の二第一項及び第二項中「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削り、同条第七項中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（当該収用換地等のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）」、「（第六十八条の七十第一項（第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定を含む。）」及び「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の三第一項中「（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の四第一項中「（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の五第一項中「（第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の五の二第一項中「（第六十八条の七十六の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の六の見出しを削り、同条中「につき」を「（当該年における当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（法人による同号に規定する完全支配関係に限る。）がある法人（以下この条において「完全支配関係法人」という。）の有する資産の譲渡を含む。）につき、当該法人及び完全支配関係法人が」に、「又は前条第一項」を「若しくは前条第一項」に改め、「受け、」の下に「又は当該法人若しくは完全支配関係法人がそれぞれこれらの規定の適用を受け、当該法人及び完全支配関係法人が」を加え、「の合計額」を「を合計した金額（以下この条において「調整前損金算入額」という。）」に、「金額は、」を「金額に当該法人がこれらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額を合計した金額が当該調整前損金算入額のうちに占める割合を乗じて計算した金額は、当該法人の」に改める。

第六十五条の七第四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域」」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十二項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十三項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十五条の八第四項中「（第六十八条の七十九第五項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第六項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十九第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「（前条第一項の表」を「同条第一項の表」に改め、同条第八項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の八第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十九第八項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第七項」を「が、同項」に、「第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。」」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十九第八項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十三項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十五条の八第四項中「（第六十八条の七十九第五項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第六項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十九第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「（前条第一項の表」を「同条第一項の表」に改め、同条第八項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の八第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十九第八項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第七項」を「が、同項」に、「第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産（以下この項及び次